志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和元年第４回定例会議

１．招集年月日　　令和元年８月１４日（水）

１．開催年月日　　令和元年８月２１日（水）

１．開催場所　　志摩市役所４０５会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育課長　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 井上 辻明

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 阪本 　覚

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３日程第　４日程第　５追加日程第１　日程第　６日程第　７日程第　８日程第　９日程第１０日程第１１日程第１２日程第１３日程第１４日程第１５日程第１６日程第１７日程第１８日程第１９閉会 | 開会時間　９時００分会議録署名委員の指名　　１番　濵口　委員教育長報告議案第１７号　令和元年度一般会計補正予算（第３号）（案）について議案第１８号　学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正（案）について議案第１９号　志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正（案）について議案第２８号　志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱（案）について議案第２０号　幼児教育・保育の無償化制度と給食費（案）について議案第２１号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する　　　　　　　基準を定める条例の一部改正（案）について議案第２２号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に　　　　　　　関する条例の一部改正（案）について議案第２３号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に　　　　　　　関する条例施行規則の一部改正（案）について議案第２４号　志摩市利用者負担額減免取扱要綱の一部改正（案）について議案第２５号　志摩市立幼稚園条例の一部改正（案）について議案第２６号　志摩市立幼稚園預かり保育条例の一部改正（案）について議案第２７号　志摩市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示（案）　　　　　　　について報告第１８号　令和元年度第１回志摩市学校給食センター運営委員会の報告について報告第１９号　平成３１年度全国学力・学習状況調査の結果について報告第２０号　保護者宛文書「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」　　　　　　　の発行について報告第２１号　令和元年度志摩市ジュニアリーダー研修会について報告第２２号　三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第２回総会の　　　　　　　開催報告についてその他協議・報告案件について① 各課からの報告② その他閉会時間　１０時５５分 |
|  |  |
| 教育長**日程第１**教育長委員**日程第２**教育長委員教育長委員教育長委員教育長**日程第３**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第４**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第５**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**追加日程第１**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第６**教育長事務局教育長委員教育長委員事務局委員事務局教育長委員事務局教育長各委員教育長各委員事務局**日程第７**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第８**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第９**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第１０**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第１１**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第１２**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第１３**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第１４**教育長事務局教育長各委員教育長**日程第１５**教育長事務局教育長各委員教育長**日程第１６**教育長事務局教育長委員教育長事務局教育長委員教育長委員事務局委員事務局委員教育長委員教育長委員教育長各委員教育長**日程第１７**教育長事務局教育長委員事務局委員事務局委員教育長各委員教育長**日程第１８**教育長事務局教育長各委員教育長**日程第１９**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長教育長 | おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和元年第４回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきますが、今日は議案の関係で、こども家庭課の事務局にも来てもらっておりますので、よろしくお願いします。**議案第１号　会議録署名委員の指名**日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、１番濵口委員を指名します。よろしくお願いします。はい。よろしくお願いします。**日程第２　教育長報告について**続きまして日程第２、教育長報告について、お手元に配付のとおりです。教育長報告について、質疑はございませんか。はい。委員。７月２６日と２７日に全国国公立幼稚園大会が、全国、東海北陸の三重大会が開催されました。おかげさまで無事終了したということですが、教育長に御出席いただいた御感想と、就学前教育に対してどのようなお考えかを聞かせてください。それでは答えさせていただきます。７月２６日、２７日と両日にわたって全国の幼稚園の研究大会が行われまして、台風のことも心配されましたが、参加者皆さんの意欲で吹き飛ばしたかなというふうな気がします。１日目の開会行事に出させていただきましたが、大会自体は「ひろげよう　つなげよう　輝く子どもの未来に向けて」というふうなテーマをもとに遊びの中の深い学びを語り合おうということで、全国からそれぞれ実践を求めてやってきた方々、そんな熱気を感じました。それぞれ自分たちの研究成果を出し合い、また、たくさん土産を持って帰ろうという、そんな空気を感じました。大会の柱としては２本あったように思うんですが、１つは結果的に子どもたちの輝く姿をつくっていこう、そのためには一人一人に寄り添った実践っていうのが必要ですねっていうふうなところ。結局、それが質の高い保育、保育の質の向上というふうなことにつながっていくという、そういう道筋でそれぞれの実践を出し合う。特に遊びの中から感じ、学び取るものを交流していこうというふうな、そんな実践交流を目指しているものだというふうに思いましたし、もう一つの柱は小学校との円滑な接続ということも意識され、地域をあげて、あるいは地域とのかかわりの中で実践していく、交流していくというふうなことがあったと思います。御存じのとおり１０月１日から幼児教育の無償化が始まるという、そういった大きな流れも踏まえた今回の大会でしたので、そういった状況の変化にもどう対応していくのかというふうなことも話題になりながら話が進んでいったというふうに思います。改めて、幼児教育の中の大切さとともに小学校、さらにはそれが中高というふうに連続していく教育であり、取り組みであるということを実感させられた大会であり、特にその夜に教育懇話会というのがありましたが、全国から集まった方々が非常に熱く、それぞれの実践を交流する姿に非常に力強いものを感じました。私どもとしても改めて幼小、ここのパイプを大事にしながらやっていかなければいけないと思わされた大会でした。ありがとうございます。それでは教育長報告について、ほかに質問、意見があれば。よろしいですか。ないようですので、次へ進めます。**日程第３　議案第１７号　令和元年度一般会計補正予算（第３号）（案）について**日程第３、議案第１７号、令和元年度一般会計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めますが、幾つかの課にわたりますので、質疑は全て説明の後ということで一括して受けます。事務局。教育総務課の井上です。よろしくお願いします。資料のほう、本日差しかえになった分ですが３ページごらんください。令和元年度９月補正第３号予算案、歳入のところで御説明させていただきます。教育総務課では中学校の補助金の増額補正をあげております。こちらにつきましては、国からの交付金であります学校施設環境改善交付金の交付決定が６月３日になされたことに伴うものでございます。この交付金の対象となる今年度事業としましては、浜島中学校エレベーター設置事業。それから、東海中学校の屋内運動場大規模改造事業。それと、磯部中学校校舎大規模改造事業、二期工事になりますが、この３つの事業が対象になるんですけども、国が事前に示した交付金の採択方針案によりますと、バリアフリー対策であります浜島中学校のエレベーター設置事業と安乗中学校との学校統合にかかる事業である、東海中学校屋内運動場大規模改造事業を優先して採択するとなっておりました。このことから磯部中学校の校舎大規模改造事業につきましては、優先度が低いであろうということと、昨年度実施した一期工事においても交付金がつかなかったということから、当初の歳入予算においては磯中の大規模改造を除く２つの事業の財源として交付金を当てるように組んであったのですが、実際に採択の結果が来ましたら浜中のエレベーター設置事業と磯中の大規模改造事業が採択されて、東海中学校の屋内運動場の改造事業については採択されず交付金がつかなかったという結果になりました。ただし、交付決定額につきましては浜中のエレベーター設置事業は当初の見込み額より7万8,000円の増、それから磯中の大規模改造事業に3,000万円がつきましたので、東海中学校の大規模改造事業の見込み額である2,549万1,000円を減額したとしても450万9,000円の増となり、浜中の分と合計しますと458万7,000円の増額ということで増額補正ということになります。なお、歳出につきましては交付金の増額に伴い一般財源が減る等々の財源の組みかえはありますが、事業費の変更はありませんのでプラスマイナスはゼロとなります。以上です。事務局。学校教育課澤田です。どうぞよろしくお願いします。資料といたしましては、４ページになります。歳入はございませんので、歳出の４ページになります。先にお渡しさせていただいています資料としては１番の学校ＩＣＴ環境整備事業のみだったんですが、追加で教育指導一般経費というのを今回新たに資料として用意させていただきました。まず、この学校ＩＣＴ環境整備事業なんですが、具体的に申し上げますと校務支援システムと言われます先生方の校務をパソコンで処理するシステム、それを導入しようというものでございます。意図するところといたしましては、この学校における働き方改革として、教職員の業務改善、負担軽減を推進するためとしております。先生方の事務処理にかかる負担、時間を軽減、効率化することによって、本来の子どもたちに向き合う時間、それから授業研究、教材研究のための時間に充てていただきたい。そうすることで志摩市の子どもたちのためにというところで、この校務支援システムを入れたいと考えております。これにつきましては、現場の先生方とも話し合いをしてまいりました。今年度に入ってから校長先生方との話し合い、それから教務担当の先生方との話し合い、事務官と話し合いとかありまして、小学校につきましては、令和２年度当初から使えるようにということで、導入自体を今年度のうちにしておきたい。特に３学期については操作になれてもらったり等、いろんな準備をする時間に充てられるよう、今回補正で計上をしました。ただ、中学校のほうにつきましては既にエクセルと呼ばれる表計算ソフトで成績を処理するシステムがありますので、そちらからの円滑な移行を図るために、調整が必要な部分がございますので一旦は小学校に入れて、それから１年先になる見込みですが、そのときに中学校という形で進めていければと考えているところです。その予算に対して1,700万円余りを計上いたしました。それから、もう１点は教育指導一般経費ということで、これは本日追加日程ということで配付させてもらった最後のページに事業概要書といわれる資料があるんですが、こちら関係しますので合わせて説明させていただこうと思っております。これにつきましては、先日、中学校のお子さんの自死の関係で第三者委員会を立ち上げるに当たりまして、その委員の方への謝金とか、それから交通費、費用弁償が必要になりますので、それを今回計上いたしました。積算根拠といたしましては、事業概要書の中ほどにございます委員の方への報奨金、謝金ですが、会議の分であったりとか、それからヒアリング調査をしていただいたりする分につきまして、日額単価１万円であと必要な人数分、日数分を計上してございます。それから委員とは別に調査員、より具体的な調査をしていただく方も必要になりますので、その方の分も含めて計上してまいりました。これを合計積み上げますと136万3,000円となりますので、今回補正予算として計上させていただいた、そういう次第となっております。学校教育課としては以上です。事務局。生涯学習スポーツ課の中島です。よろしくお願いいたします。３ページの歳入につきましてはございません。歳出の４ページを御説明させていただきます。生涯学習スポーツ課のところでございます。社会教育関係補助金につきまして、負担金補助及び交付金ということで、女性の会補助金のところでございます。こちらにつきましては当初額よりも２段階ふえたということで実績の中から６万円の増額となっております。当初額20万円でありましたところ26万円というふうなところでさせていただいております。こちらにつきまして実績のほうですが、平成３０年度の実績が甲賀女性部、国府女性部、立神女性部、安乗女性部、鵜方女性部、志摩女性部といったところでございましたが、そちらに今年度は恵利原婦人会と波切　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　女性の会が追加されたものによる増額でございます。続きまして、オリンピック事前キャンプ誘致事業の予算でございます。こちらにつきましては事前キャンプの締結に伴う表敬訪問及びホストタウン事業調整のため150万4,000円の補正でございます。それと、そちらの視察に伴います現地調整及び交渉委託料としまして104万円の補正でございます。・・・含めまして、まだ詳しくは決まってないんですけども、スペインのほうに・・・ホストタウン事業に必要な部署の方々につきましても、内容を確認しに行っていただくというような業務を含めまして、工程としまして７泊９日程度の現地調査、視察ではなく調査をしていただく予定となっております。生涯学習スポーツ課のほうは以上になります。事務局。こども家庭課の阪本です。よろしくお願いします。まず、歳入の３ページの下のところですが、教育使用料、幼稚園保育料、１０月から幼児教育無償化に伴い幼稚園保育料のほうが無償になるということで、今年度１０月から３月までの保育料見込み523万2,000円を減額しまして、今の予算1,108万5,000円から差し引きしまして585万3,000円の予算とさせていただきます。続きまして、教育費国庫負担金、子育てのための施設等利用給付事業費負担金ということで、これも１０月から実施される幼児教育無償化の関係で総合的な少子化対策を推進する一貫として子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため施設等の利用に関する給付制度が創設されたことによる増額ということで、これは国庫補助２分の１、県４分の１、市が４分の１の負担となります。内容としましては預かり保育利用者助成金ということで、これは公立幼稚園の預かり分なんですが、1,633万9,800円、このうちの２分の１が国庫負担ということで816万9,900円。それプラス一時預かり保育、各幼稚園Ⅰ型利用者助成金、これは民間幼稚園のいわゆる預かりになります。これが179万8,500円の２分の１が国庫負担ということで89万9,250円、合計906万9,000円の増額補正です。続きまして、給食費（給食費徴収金幼稚園分）ということで、これも１０月から実施される幼児教育無償化に合わせて国の制度では一部無償、具体的に申し上げますと年収360万円未満相当世帯と第三子以降の子どもたちについては国の制度上で免除となるんですが、それと合わせその他、国では有償とされている子どもたちについても市独自で全て無償化するという予定でございます。それによりまして808万7,000円減額しまして現計予算1,783万5,000円差し引きしまして、974万8,000円の予算ということになります。続きまして、４ページの下のこども家庭課、幼稚園一般経費（公立幼稚園預かり保育等利用者助成金）ということで、これも無償化に伴う公立幼稚園の預かり保育にかかる助成金の増額であります。といいますのは、一旦今までどおり公立幼稚園の預かり保育料につきましては、今までどおり口座引き落とし等で一旦市の月額を徴収させていただきまして、その後、翌月か翌々月に国の基準に基づきまして預かり保育料の助成を行うための支出でございます。これにつきましては先ほど歳入でもありましたが国の２分の１、県４分の１、市の４分の１の負担ということで公立幼稚園預かり保育利用者助成金1万1,300円掛ける241人掛ける６カ月で1,633万9,800円。これはまだ制度が今からということで見込みがつきにくいということでマックスの金額であげてあります。続きまして、幼稚園管理運営費（緊急地震速報システム経理業務委託料）、これは教育委員会、小学校、中学校のほうの緊急地震速報システムと同じものでありまして、学校のほうは６月補正にてあげたわけですが、今回こども家庭課では児童福祉施設のほうにも設置するということで、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童館等の設置分を今回９月補正であげております。そのうちのこちらには単独幼稚園２施設分、鵜方幼稚園と和具幼稚園のその二期分をあげさせていただきまして55万円ということになります。続きまして、私立幼稚園施設型給付事業（私立幼稚園利用者副食費助成金）、こちらは１０月からの無償化に合わせて市単事業として幼稚園の給食費を全て無償化することに伴う支出であります。対象は国の免除世帯以外の年収360万円以上及び第１子、第２子の60人分、月4,500円これは国が示してる基準額、法定価格であります、掛ける６カ月分ということで162万円の増額。最後に私立幼稚園施設型給付事業（認可外保育施設等利用者助成金）ということで、これも１０月からの無償化に伴うもので、これは認可外保育施設の利用者助成金、これも国２分の１、県４分の１、市４分の１の負担。これは民間幼稚園の一時預かり事業に対する助成金であります。5,000円掛ける58人掛ける６カ月ということで174万円、土曜日利用分が５人分見込みまして5万8,500円、合計179万9,000円の増額となります。以上です。以上、各課から一般会計補正予算についての説明がございました。一括して質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがでしょう、よろしいでしょうか。よろしいですか。（質疑なし）それでは、質疑がないようですので採決に移ります。議案第１７号について承認される方は挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第１７号は可決されました。**議案第１８号　学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正（案）について**日程第４、議案第１８号、学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。資料といたしましては、９ページ新旧対照表を使って御説明をさせていただこうと思います。今回この規定の改正にいたりましたのは、学校それから幼稚園なんですが、その施設については外部の方が借用できる、貸し出しができるということになっております。これは、体育館の社会体育施設の開放とはまた別に貸し出しができるということになってはおるんですが、そのことについて根拠であるこの規定を確認しましたところ、どうもこの規定というのがわかりやすさに欠けると言いましょうか、同じようなことが複数個所に出てきていたり、もう少し整備をして条文にしたほうが、読んでいただく方にとってわかりやすいのではないかということがありましたので、今回改正をさせていただければという、そういった次第となっております。まず第一条ですが、この規定は志摩市立学校の管理に対する規則第４条の規定による学校の始まっております、本来学校は、法律上は幼稚園も含めての学校ですが、この志摩市立学校の管理に関する規則で規定をしております、ここで言う学校は、実は小学校、中学校のみとなっております。この規定そのものは学校及び幼稚園とあるんですが趣旨で書いてあるところでは小中学校のみということになりますので、これでは具合が悪いと考えますので幼稚園というのを明記する形で第１条を改正できればということで、第１条の半ばごろから並びに志摩市立幼稚園条例という、そういった文言を追加で入れてございます。それから、第２条につきましては、これはただし書きの部分、第３条第１項第３号に規定するものになりまして、これは具体的に言いますと学校及び幼稚園関係団体のことになります、これについては許可を受けなければいけないっていう部分から外して、自分たちの学校、幼稚園を使うという観点ですので、受けなければならない部分から外す形の追記となっております。それから、第２条の第２項につきましては内容に変更はございませんが、言い回しを整理いたしました。第３項につきましても同様となっております。内容そのものに変更はございません。それから、１０ページに移りまして、１０ページは第３条の第１号から第３号まであるんですが、こちらについても内容を精査、言い回しを精査したところでございます。それから、その次にあります第２項、これはかなりわかりにくいなっていうところ、それからほかの条文と重なるとこもあるなってところがありましたので、まず第１号と第２号につきましては、これは内容的に重なると判断されましたので、この２つを合わせて右側、改正後の第４号に学校施設等の管理運営に支障があると認めるときという形に直しました。それから、第３号で営利の関係が出ているんですが、実は第８号もやはり営利に関係する部分ですので、これもまとめて改正後の第１号のところに書いてございます。それから、ほかの市町の条文も参考にしながら、ここの学校許可しない場合、どういった場合があり得るのかっていうのを改めて整理しまして、今申し上げました２つの条文をまとめたところ以外にも第２号、第３号という形で、追記いたしました。それから、続きまして１１ページの第４号ですが、第４号は使用の停止及び許可の取り消しということで、使用に関係することなんですが、実はその上の第３条も使用の許可と不許可に関係しまして、第３条第４号はどちらも使用についての規定でしたので、これもまとめて第３条第３号に一本化いたしました。それから、第６条につきましては、内容、言い回しを精査して第５条になっております。それから、１２ページの第７条、第８条につきましては、この内容、教育委員会の承認を得なければならないのか、教育委員会の側で一定の指導ができることにつきましては、改正前でいきますと第１０条の内容と重なりますので、第１０条に吸収する形で第７条、第８条につきましては削除できればと考えております。それから、第９条の第１号なんですが、許可された場所以外に無断で立ち入ってはならないことってあるんですが、これは実は第１０条の第２号、これ逆になっておりますけど、第１０条第２号に使用場所以外に無断で立ち入らないことっていう条文がありまして、これはあらわすところは同じ意味でありますので、第１０条第１号は削る形、それから第２号から第４号、これは使用の仕方についての部分なんですが、これは実は第１０条の第３号、これも逆になってしまっておるんですが、第３号に会場の秩序を維持することという条文がございますので、会場の秩序を維持することに、これを第１０条第２号以下の内容が含まれるっていうことですので、わかりやすくするために９条のほうを削って１０条のほうでしっかりあらわせればと考えた次第です。そういったことがありまして、第７条から第９条を削除した関係で改正前の第１０条は、ほぼ同じ内容で改正分第６条になっている、そういった形となっております。第１１条以降は条ずれということで数字は変わっておりますが、内容としてはほぼ変わらずに第１１条が第７条、第１２条が第８条に変わってるという形です。もとの規定するものが少し煩雑なものもありましたので、説明もちょっとうまくできなかったように思うんですが、運用自体は変わってはいないんだけど、読み手にとって読んでいただきやすくなるように改正をしたい、そういった内容となっております。以上です。質疑はございませんか。（特になし）それでは、採決を行います。議案第１８号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第１８号は可決されました。**議案第１９号　志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正（案）について**日程第５、議案第１９号、志摩市選手派遣補助金交付要綱の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。引き続きまして、よろしくお願いいたします。その要綱の改正の意図といたしましては、少子化で子どもの数が減ってきて、部活動の大会に参加したりするときに合同チームを結成するということが生じてきております。これまでは、合同チームで試合とかに行ったりするときについては、その旅費について公費で負担とはなっておったんですが、練習まではそういうことができておらなかったんですけど、今後につきましては合同チームの練習のためにどちらかの学校へ赴く、そういったときについてもその費用について公費負担ができればというのがこの改正の趣旨となっております。第１条中、改正の条文の中にあるんですが、他の学校と合同チームを編成し、合同練習を行う場合、これについても公費で負担をしたいと、そういった内容となっております。それで、具体的に例えば・・・として、どういった状況があるのかというところを学校現場のほうに確認をいたしました。大きく３つありました。１つは・・・磯部中と、それから東海中で合同チームを編成する可能性がございまして、そういった場合に磯部中から東海中へ行くその逆もそれぞれ５回程度想定されるんだっていう話がありました。そういったことを想定しております。それから、女子バレーにつきましても東海中と磯部中での合同チームの可能性がありまして、東海中から磯部中に練習に行けるように、これが１０回想定されております。それから、女子のバスケットボール部につきまして、磯部中と文岡中で合同チームの可能性がございまして、磯部中から文岡中に行けるようにということで、これも１０回を想定しております。それから、あと大王中で１件、実は４月６日に大会の関係で既に同様の事態があったんだっていうところがありましたので、これにつきましてはこの要綱の一部改正を４月当初にさかのぼって遡及適用できる形でいければと考えております。今回、想定される事例もありますので、予算も増額にはなるんですが、既にあります当初予算の中でいけるんではないかと今のところ見込んでおりますので、直接このことによる補正予算までは現段階では必要としないと考えております。以上です。説明ありましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか、合同チームの扱いについてということになりますが。（質疑なし）それでは、質疑もないようですので採決に移ります。議案第１９号について、承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第１９号は可決されました。**追加日程第１　議案第２８号　志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱（案）について**ここで追加日程を入れます。追加日程第１、議案第２８号、志摩市子ども重大事態調査委員会設置要綱（案）についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。よろしくお願いいたします。追加資料の内容となっております。先にお詫びになるんですが、今回この案件について追加日程となりましたのは、この要綱を定めるに当たりまして、市の中の法令審査の手続が必要になってまいりまして、その法令審査の終わったのが１９日、おとといでありまして、そういったかげんもありましたので、こういった形での・・・それから補正予算についても同じくなんですけどこういった形なってしまいました。さらになんですが、実は夕べさらに法務担当の総務課のほうから法令審査後、さらに確認したところ２カ所直すほうが適当だという指摘がありましたので、それを口頭にはなってしまいますけど、この場で御報告させていただきます。それは第１条なんですが、第１条の２行目に２８条に規定するってございますが、この２８条に第１項を追加して、２８条第１項とするほうがよいという話がありましたので、そういった形に訂正できればと考えております。それから、もう１カ所が第３条第２項なんですが、第２項の３行目、関係を有しない者の中からとありまして、この者が漢字にはなっているのですが、法務上はこれが平仮名のほうがよろしいということでしたので、平仮名のものにできればと考えております。この要綱の内容なんですが、事業概要書のほうで説明をさせていただこうと思っております。まず、この委員会は何をするためのものかというところで、所掌事務として（１）から（３）までございます。いじめ防止対策推進法に規定する重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。それから２つ目が、前号の規定による調査の結果にも続き必要に応じて問題の解決を図るための方策及び再発防止策の提言を教育委員会に行うこと。それから３つ目が、前２号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項について調査することとありまして、この重大事態っていいますのは、いじめ防止対策推進法の中に規定がございまして、２つあります。１つは、いじめにより子どもの生命、それから心身、財産が脅かされたときということと、もう１つはいじめにより不登校になったときというのがございまして、そういった状況について調査をするためのものとなっております。これはそういった状況を調査するものでございまして、特に遺族の方からの求めがあったときにつきましては、その時点で学校とかがそういった事実はなかったと考えてはおっても、求めがあったときには調査をすることとなっておりますので、今回その調査をするための委員会を立ち上げる、そういったものとなっております。委員につきましては、想定される分野がございまして、法律、医療、心理、教育、この分野の専門的知識及び経験を有する人で構成したいと考えております。具体的には、職種でいきますと弁護士、精神科医、教育専門の大学教授、臨床心理士、各一人、計４人を想定しております。それから、こういった４人の委員とは別に細かい調査をするための調査員として、弁護士二人を委嘱できればと考えているところです。それから、目的、必要性につきましては資料に記載のとおりでございます。今後の予定としましては、定例教育委員会で承認をいただいた後、調査員の推薦、これについては準備のほうは並行して進めていくんですが、委嘱という意味ではこの９月、１０月に行いまして、その後来年の１月を目途に委員会を開催し、並行して調査員の調査を進めてまいりたいと考えております。令和２年２月を目途に、調査結果に関する報告を考えております。あと「等」ありますのは、調査結果に関しての報告以外に例えば・・・であったりとか、調査を進める中でその他の事項もありえるということで、「等」となっております。こういった委員会の取り組みを行うために、その設置の要綱を定めたのが今回の議案となっております。順番に申し上げますと第１条が目的の規定、第２条が先ほど申し上げましたどういったことをするのかとなっております。３条で人と組織について規定を出しまして、第４条は役員になる委員長及び副委員長の規定となっております。第５条が会議の規定、第６条が調査についての規定、第７条が調査員、委員とは別の調査員についての規定、第８条に守秘義務、それから第９条で事務局を定めている、そういった内容となっております。以上でございます。以上、説明ありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので、採決に移ります。議案第２８号について承認される方は挙手をお願いします。（全員挙手）挙手全員です。よって議案第２８号は可決されました。**議案第２０号　幼児教育・保育の無償化制度と給食費（案）について**それでは続きまして、日程第６、議案第２０号、幼児教育・保育の無償化制度と給食費（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。こども家庭課の阪本です。よろしくお願いします。議案第２０号について御説明申し上げます。本案は平成３０年１２月２８日に幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針が閣僚後受理され、令和元年５月１０日に子ども子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことにより、本年１０月１日より幼稚園・保育所、認可外保育施設等の利用料を原則無償化することにあわせ、幼稚園及び保育所の３歳児から５歳児の給食費を全て無償化するものです。まず、制度の内容について国の示した基本的な方針を御説明いたします。お手元の資料の２１ページをごらんください。１つ目として、公立及び民間の幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する３歳から５歳までの子どもの利用料が無償化されます。ただし、給食費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。給食費は年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第３種以降の子どもたちについては、おかず、おやつ等の副食費が免除されます。２つ目として、保育所を利用するゼロ歳から２歳までの子どもたちのうち、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。また、子どもが二人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し保育所を利用する最年長の子どもを第１子とカウントして、第２子は半額、第３子以降は無償となります。次に、２２ページをごらんください。幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちの利用料が利用日数に応じて最大月額1万2,300円までの範囲で無償化されます。ただし、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定を受ける必要があります。次に、認可外保育施設等を利用する子どもたちの利用料が３歳から５歳までの子どもたちは月額3万7,000円まで、ゼロ歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2,000円まで無償化されます。ただし、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定を受ける必要があります。また、保育所、認定子ども園等を利用できない方が対象となります。次に、２３ページをごらんください。幼児教育無償化にかかる財源としましては、国が消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保するとしており、教育無償化等にかかる地方負担額は地方消費税増収額と合わせ、地方交付税に算入されます。ただし、本年１０月からの半年分につきましては県と市の民間施設に対する地方負担分も含め、全額臨時交付金で措置される予定です。次に、２４ページをごらんください。１０月からの幼稚園及び保育所の給食費について御説明いたします。下の図の①にありますとおり、これまで保育所のおかずやおやつ等の副食費は保育料の中に含まれているとの考えで、米やパンなどの主食費は実費徴収とされています。ただし、志摩市内の保育所につきましてはこれまで米やパン等の主食費は徴収しておらず、市が負担しておりました。また、幼稚園につきましては主食費、副食費といった考えはありませんでした。１０月からの無償化後では②にありますように３歳から５歳までの子どもたちの給食にかかる材料代については、免除世帯を除き主食費、副食費とも実費徴収となっております。以上が無償化制度の概要ですが、先に申し上げましたとおり、市では幼児教育、保育の無償化に合わせ、市の子育て支援独自施策として１０月より市内の幼稚園と保育所に通う３歳から５歳の子どもたちの給食を全て無償化したいと考えております。２５ページをごらんください。給食無償化による必要負担額は令和元年度１０月から３月までの半年間で約1,900万円となります。ただし、市ではこれまで保育所の主食費は徴収しておりませんし、幼稚園の給食費につきましても実際に賄いに必要な額より低く設定しておりましたので、全てが負担増になるわけではございません。また、令和２年度以降につきましては子どもの数の推移にもよりますが、現在と同数で試算した場合１年間で約3,800円の負担となります。給食費無償化の財源としましては、経費削減計画として子どもの数が将来減少する見込みの中で老朽化した施設の統廃合を行い、また認定子ども園に移行することなどを検討します。これらの人件費維持管理費の削減を行うことで給食費の財源確保に努めます。なお本案につきましては昨日開催されました志摩市議会全員協議会においても御協議いただいております。以上で説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。保育料の無償化、それから給食の無償化という説明がありましたが、質疑はございませんか。今の説明で、全員協議会で質疑があったというようなことで、今の説明を聞いていると、もうこういうふうにやりますよというような、教育委員会での承認をもらって、それで今度は議会へ諮ってというようなことになると思いますが、この議案についてはこうですよというようなことの説明を本来であればしていただきたい。いかにもその流れに沿っていっているような感じがしますので、その点よろしくお願いします。今後の対応ということで、よろしいですか。（「はい」との返事あり）この件につきましては、本当は先月の教育委員会に当初、諮る予定でしたが、準備が間に合わず今月になってしまいました。また、全員協議会についてはその場で承認をいただくというものではなくて協議をいただく場でありまして、最終的には９月の予算のほうで議決をいただいて最終決定ということになります。今の発言の中で、全員協議会で承認することはないということは、その辺のとこは我々もわかってますし、教育委員会で承認したものを、今度本会議にあげてそれで承認ということですよね。それで実行していくというようなことわかっておるんですが、今回のですと流れのままにやっておるというような気がしたんで。今後はちょっと気をつけてやっていただきたいというふうに思います。はい。そのほか質疑はございませんか。委員。課長さんの説明で、今後、統廃合と認定子ども園に向けての方向性が示されましたけども、その見通しはどうなっていますか。まず、統廃合ですけど、はっきりした年はまだ決まってないので言えないのですが近いうちに１施設ないし２施設のかなり老朽化が進んでおりますし、子どもの数も減ってきておりますので、統合の計画をたてていきたいと考えております。もう１つ、認定子ども園につきましてはまだまだ勉強不足なこともありますが、メリット・デメリットを研究しまして単純に考えますと、幼稚園と保育所が一体になることで管理者は二人が一人になるという、そのことはわかるんですが、あと具体的な影響がどれだけあるのかこれから調査研究していきます。以上です。それでは、そのほか質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、ないようですので採決に移ります。議案第２０号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２０号は可決されました。**議案第２１号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について**日程第７、議案第２１号、志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第２１号について御説明申し上げます。本案につきましても子ども子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、令和元年５月３１日に子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関しての基準を定める条例について所要の改定をするものであります。改正内容は新旧対照表にて御説明いたします。資料の４０ページをごらんください。第３条では子ども子育て支援法の基本理念の改正に合わせ保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮することが規定されています。右側の改正案のほう。主なところを言っていきます。次に、４５ページのほうをごらんください。第１３条第４項では内閣府令に基づき３歳以上の教育保育給付認定子どもに対する食事の提供による費用を保護者から支払いを受けることができることと規定する一方、年収360万円未満の相当世帯より、年所得階層第３子以降における副食費は徴収できないものと規定されています。そのあたりにつきましては市のほうでは独自で全て無償にするわけですが、この基準につきましては国の改正のほうに合わせてあります。徴収することができるということで、市では徴収しない方向で考えております。次に、５８ページのほうお願いします。第４２条第２項及び、次のページの第４項では、市町が認めた場合、特定地域型保育事業につきましては幼稚園または保育所、認定子ども園等の連携施設の確保義務を緩和します。また、６０ページの第８項では市長が認めた場合は卒園後の受け皿の提供を行う保育所型事業所内保育事業につきましては、連携施設の確保をしないことができることと規定されています。その他といたしまして、定例に基づき満３歳以上、教育保育給付認定子どもにおける幼児教育保育の完全無償化に合わせて条文を改めるとともに、従来の子どものための教育保育給付の認定と今回の法改正により新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、条文中支給認定を教育保育給付認定に改めるなど用語の整理を行うものであります。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとしています。以上で説明終わります。御審議のうえ御承認賜りますようお願い申し上げます。説明いただきましたが、質疑はございませんか。ちょっと資料自体も膨大にはなっていますが。よろしいですか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２１号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２１号は可決されました。**議案第２２号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正（案）について**日程第８、議案第２２号、志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局議案第２２号について御説明申し上げます。本案も子ども子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことにより、志摩市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正するものであります。資料の７４ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容につきましては従来の子どものための教育保育給付の認定と今回の法改正により新設される子育てのための施設利用給付の認定とを区別するため、本条例第３条中支給認定保護者を教育保育給付認定保護者に改め、附則第３条中支給認定保護者を教育保育給付認定保護者に改正します。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとしています。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。説明ありましたが質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２２号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２２号は可決されました。**議案第２３号　志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正（案）について**日程第９、議案第２３号、志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。議案第２３号について御説明申し上げます。この件につきましても上位法の改正によりまして、志摩市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正するものであります。資料の８２ページからの新旧対照表をごらんください。改正の内容につきましては、幼稚園、保育所等を利用する３歳から５歳の・全ての子どもの利用者負担額を無料とするとともに、ゼロ歳から２歳の住民税非課税世帯の利用者負担額を無料とするものです。また、９４ページの事項最後において児童福祉法第６条の４に規定する里親を住民税非課税世帯に準ずるものとして規定します。このほか従来の子どものための教育保育給付の認定と、今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、条文中支給認定を教育保育給付認定に改めます。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとし、令和元年９月以前の利用にかかる利用者負担額については従前の例によるものとしています。以上で説明終わります。よろしくお願いします。説明ありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは採決に移ります。議案第２３号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２３号は可決されました。**議案第２４号　志摩市利用者負担額減免取扱要綱の一部改正（案）について**日程第１０、議案第２４号、志摩市利用者負担額減免取扱要綱の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。議案第２４号について御説明申し上げます。本案につきましても法改正により志摩市利用者負担額減免取り扱い要綱の一部改正を行うものであります。資料の９８ページ、９９ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容としましては従来の子どものための教育保育給付の認定と今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、条文中支給認定を教育保育給付認定に改めます。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとしています。以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。説明を聞いていただきましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２４号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２４号は可決されました。**議案第２５号　志摩市立幼稚園条例の一部改正（案）について**日程第１１、議案第２５号、志摩市立幼稚園条例の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第２５号について御説明申し上げます。この件につきましても子ども子育て支援法の改正に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、幼稚園における利用者負担額がゼロとなることから、保育料の徴収手続や減免等に関する規定を削除する改定であります。資料の102ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容につきましては、本条例第３条を削り、第４条を第３条とし、第５条を第４条と改正します。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとしています。以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。説明ありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２５号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２５号は可決されました。**議案第２６号　志摩市立幼稚園預かり保育条例の一部改正（案）について**日程第１２、議案第２６号、志摩市立幼稚園預かり保育条例の一部改正（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第２６号について御説明申し上げます。この案につきましても法改正によりまして、志摩市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例、施行規則の改正に伴う幼稚園預かり保育条例の改正であります。資料の106ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容につきましては、本条例第６条の預かり保育料の瑕疵軽減について志摩市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則、別表第１からの引用を第６条第１号及び第２号とし、本条例の中に規定します。なお、附則において本条例は令和元年１０月１日から施行するものとしています。以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２６号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２６号は可決されました。**議案第２７号　志摩市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示（案）について**日程第１３、議案第２７号　志摩市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示（案）についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。議案第２７号について御説明申し上げます。資料の109ページの告示文をごらんください。本案は幼児教育、保育の無償化されることに伴い、幼稚園就園奨励費補助事業が令和元年９月で廃止され、令和元年１０月１日より子育てのための施設等利用給付に移行するため要綱を廃止するものであります。以上で説明終わります。よろしくお願い申し上げます。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは、採決に移ります。議案第２７号について承認される方の挙手を求めます。（全員挙手）挙手全員です。よって、議案第２７号は可決されました。**報告第１８号　令和元年度第１回志摩市学校給食センター運営委員会の報告について**日程第１４、報告第１８号、令和元年度第１回志摩市学校給食センター運営委員会の報告についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。教育総務課の井上です。資料のほう111ページをごらんください。令和元年度、第１回志摩市学校給食センター運営委員会の会議録のほうを資料としてつけさせていただいております。本運営委員会につきましては、７月３日水曜日、学校給食センターの会議室において開催いたしました。出席人数はこの会議録の上部に出席者ということで御名前のっておりますが、委員１６名中１３名、それから教育委員会側として部長、私、給食センター所長の３名が出席しました。まず、教育部長の挨拶から始まりまして、運営委員の自己紹介、それから委員長、副委員長の選出を行いました。事務局一任ということで委員長には鵜方小学校の校長先生、副委員長には大王中学校の校長先生にお願いさせていただきました。その後、運営委員会の規則と学校給食センターの概要を説明し、報告事項であります平成３０年度の学校給食費の収入状況から順に、次の112ページの中段にあります志摩産給食の日、生産者交流会についてまで給食センターの所長より説明させていただきました。内部資料に基づいて説明させていただきましたが、その内容についての質疑等につきましては委員の任期が１年毎ということもありまして、毎年委員が交代するということもあって、皆さん初めての顔ということで発言しにくかったのかと思いますが、特に質疑等その場ではありませんでした。次に、その他の項目としまして学校給食についてのアンケート結果、これにつきまして説明を行いましたが、これについてもその場での質疑はなかったんですけども、再度全体を通して質問や意見、何かございませんかと問いかけましたら、何人かの委員さんから質問、意見等をいただきました。112ページの中段より下から113ページにかけて記載のとおりでございますが、１つは給食費の滞納者に対する対応方法や延滞金を徴収しているのかといった質問。もう１つは給食のアンケートの結果に基づく意見や質問を幾つかいただきました。子どもたちからの要望の多かった揚げパンの復活、それからコーヒー牛乳を出してほしいというような意見が多数あったんですけども、子どもたちは期待しているはずなので提供が難しいのであればその旨、給食だより等で知らせたったほうがいいんじゃないかというような御意見。それから、小学生は「麻婆豆腐が好き」って回答してるのに、中学生になると「嫌いなメニュー」の１つになるっていうのは何でかなという御質問がありました。それから献立でカレーうどんと御飯が一緒に出る日がありまして、これは炭水化物同士で残しても仕方ないような献立になってるんじゃないですかとかそういった御意見。それから、給食の量が多過ぎるとか少な過ぎるとかいう意見ありますけれども、日によって量に差があるんですかというような質問。それから、メニューによっては見た目で満腹を感じたり、少ないと感じるものがあるのではというような御意見等々いただきました。また、委員会終了後にはＰＴＡ代表の委員さんの皆さんに給食を食べていただこうということでしたが、出席された７名のＰＴＡ代表の方のうち３名の方に残って給食を食べていただきました。私どもも食べたんですけども皆さんおいしいというような感想をいただきました。簡単ですが報告は以上でございます。報告いただきました。質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので、報告第１８号は承認されました。**報告第１９号　平成３１年度全国学力・学習状況調査の結果について**続きまして、日程第１５、報告第１９号、平成３１年度全国学力・学習状況調査の結果についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。総合教育センターの田畑です。それでは、平成３１年度全国学力学習状況調査の結果について御説明申し上げます。これまで国語、算数、数学とも知識に関するＡ問題、それから活用に関するＢ問題と区別があったのですが、本年度につきましてはそれがなくなりまして、各教科１つの共通問題で、知識、理解の両方の内容を問うといった問題形式に変更になりました。また、本年度につきましては中学校におきまして英語の調査が初めて実施されました。英語については３年に一度の調査となります。志摩市の結果についてですけども、まずは小学校について１ページ目をごらんください。国語、算数とも全国平均とほぼ同じであります。国語については0.2ポイント上回り、算数については0.6ポイント下回りました。少し飛びますが１９ページをごらんください。１９ページにはこれまでの経過をグラフで示してあります。先ほど触れましたようにＡ問題とＢ問題の区別がなくなりましたのでグラフはこれまでのＡ問題につなげて示してあります。昨年度と比較してみますと、今年度は全国平均に近づいたということがわかります。もう１つ、１ページに戻っていただきまして、国語、算数とも正答率８０％以上の問題を、正答率の高かった問題として記載させていただきました。続く２ページの上のほうに、反対に正答率４０％以下、もしくは全国平均マイナス５％以下の問題を正答率の低かった問題として記載させていただいております。全体的なことにつきまして、自分の考えをまとめ記述する記述式問題の正答率が低いという状況が続いていることから、その部分に着目しまして、２ページの真ん中以降、点線の四角枠の中に記載させていただいております。ここにおきましては、全国平均より0.2ポイント上回りました。昨年度は3.7ポイント下回っていたのに対しまして今年度は上回るという結果でした。記述式問題の正答率は昨年度とほぼ同じです。算数におきましては、記述式問題の平均正答率は45.7％で、全国より1.7％下回っております。昨年度は全国より4.1％下回っていましたので、今年度は全国平均に近づいたということになります。無回答率も昨年度は全国より1.5％高かったのに対しまして、本年度は全国と同じになったということでございます。この無回答率が低いということにつきましては、諦めずに最後まで回答しようという姿と捉えられます。次に、中学校についてですが、中学校のほうですけど４ページのほうごらんください。国語、数学とも全国平均より0.8ポイント下回り、英語は３ポイント下回っております。先ほどごらんいただいた１９ページに中学校のこれまでの結果も記載させていただいておりますように、国語、数学におきましては昨年度から全国平均に近づいています。４ページの真ん中から下のあたりですけど、小学校同様８０％以上の問題を正答率の高かった問題、４０％以下もしくは全国平均マイナス５％以下の問題を正答率の低かった問題として記載させていただきました。５ページの下の部分から６ページの上の部分については、小学校同様課題のある記述式問題に着目しましてまとめさせていただいております。国語についてですが、昨年度については記述式問題の正答率が46.4％で全国より3.9％低く、無回答率が10.7％で全国より2.3％高かったという状況で、全国に比べて下回っておったということでしたが、今年度につきましては正答率も無回答率も全国に比べるとよい傾向が見られたということです。数学につきましては、記述式問題は正答率が全国より0.4％低く、無回答率は全国より0.1％高いということで、これも全国を下回っておるわけですけども、昨年度の記述式問題の正答率が21.8％で、全国より6.2％低く、無回答率は26.7％で全国より3.8％高かったという結果でございましたので、昨年度に比べると今年度についてはよいという形になったということになります。英語についても今年度初めて実施したんですが、記述式問題に課題があるといった結果が表れました。３ページと７ページにつきましてはそれぞれ小学校と中学校のレーダーチャートを記載させていただきました。志摩市も全国と同じような傾向を示しております。次、６ページに記載させていただいたとおり、小中学校全般に共通することといたしましては、数学的な考え方を問う記述式の問題について題意が把握できていなかったり、正答のための条件を満たしていなかったりしていると。それから、記述式問題の無回答率が高いと傾向にあるということでございます。８ページから１１ページにかけてですが、児童生徒質問紙調査の結果を示させていただきました。１１ページの最後に総括させていただいております。よい状況といたしましては、基本的な生活習慣はおおむね身についている。規範意識が高くよりよい人間関係を築きながら向上心をもって生活していこうとする姿がある。よりよい学級集団づくりが行われている。学習の必要性を認識し真面目に取り組もうとしている。教師への信頼度は高い傾向にあるというところでございます。気になる状況としましては、読書時間が少なかったり新聞を読まなかったりと、活字にふれる機会が少ない傾向にある。自分で計画をたてて学習をしたり、より深く学ぼうとしたりすることに課題がある。それから、地域のことに対する関心が薄い傾向にある。自分の考えを発表することに課題がある。学習の必要性を感じてはいるが「好き」と回答する子は少ない傾向にあるということでございます。次に、１２ページから１７ページですが、こちらのほうは学校質問紙調査といって学校が回答するものでございます。１８ページに総括をさせていただいております。よい状況といたしましては、一人一人の良さをみつめ、個に応じた細やかな対応がなされている。学校の教育目標を踏まえた指導計画が作成され、それに基づき教育実践が組織的に行われている。校内研修の充実が図られたり、校外研修へ積極的に参加したりするなど、教職員の専門性の向上を図る取り組みがされている。よりよい学級集団づくりを行っている。保護者や地域の方が学校に協力的であるということであります。気になる状況といたしましては、発展的な内容を扱う学習のあり方に課題がある。英語教育を始めとする教科の学習について、小中の連携をさらに図っていく必要があるということでございます。全国学力学習状況調査については以上のような結果でありました。あと、今後の取り組みについてですけども１点目に８月２６日ですが、第２回学力向上検討委員会がありまして、志摩市の現状及び授業改善等、今後の取り組みについて県の学力向上アドバイザーに御指導いただきます。２点目に、各校で自校の学力調査結果の分析及び今後の取り組みについて検討し、市教委へ提出いただきます。３点目ですが、１０月２５日ですけども第３回学力向上検討委員会におきまして、取り組み状況の交流と学力向上検討委員として、どのように学力向上を学校内で進めていくとよいのかということについての研修を県教育委員会の研修主事を講師に招いて行います。４点目に２月７日ですが、第４回学力向上検討委員会に県教育委員会の研修主事を招きまして、１年間の取り組みの総括を行います。５点目ですが、保護者宛の周知文を作成しまして、１０月、１１月の２回に分けて配付いたします。内容は１０月につきましては教科にかかる調査問題の結果について、その傾向をお知らせします。１１月は学習状況調査結果についてお知らせします。学力向上に向けては、家庭の協力が必要であるといった内容を含んでいくというように致します。以上です。今年度の学力学習状況調査の結果が出ましたので分析というようなところで報告をいただきました。細かい数字もありますが、そこから見えてきた課題をどうしていくのかというふうなところが大事なところかなというふうに捉えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。質疑はございませんでしょうか。（質疑なし）質疑がないようですので、報告第１９号は承認されました。**報告第２０号　保護者宛文書「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」の発行について**日程第１６、報告第２０号、保護者あて文書「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」の発行についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。報告第２０号、保護者あて文書「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」の発行について説明いたします。資料のほうは裏面２ページにわたってつけさせていただいております。志摩市総合教育センターについての保護者への周知につきましては、設立準備の段階からセンターの設置の意義や機能の紹介についての案内を配付しまして、４月の開設に合わせまして市内の全ての保育所、幼稚園、小中学校の保護者に向けてパンフレットを配付してきたところでございます。２学期を迎えるに当たり、いま一度センターの機能について保護者に向けての周知を図るために便りを作成し配付する準備を進めております。内容については、長い夏休みが終わり２学期の学校生活に不安な思いをもっている子もいると思われることから、保護者の方にはそのような思いをしっかりと受けとめてやっていただきたいということ、そして何よりも保護者の方がお子さんの心配事を一人でかかえこまず、困ったときはＳＯＳを出してほしいという思いを込めて、センターの相談機能について紹介させていただきました。中身については記載させていただきましたとおりでございます。教育相談の紹介や臨床心理士によるカウンセリングの紹介、志摩ふれあい教室の様子の紹介、ことばの教室の紹介や三重県教育委員会の相談機能の紹介をさせていただいております。最後に「保護者の方へ」ということで、先ほども申し上げましたようにお子さんとしっかり関わってあげることや困ったときには、相談機関へ相談することなどを伝える内容を示してあります。保護者宛文書については今後第２弾としまして１０月に全国学力学習状況調査の教科に関する結果を、また１１月には第３弾として全国学力学習状況調査の生活習慣等に関する結果を知らせます。このことを通じましてセンターが、子どもの育ちや学びを支援している組織であるということを理解していただきまして、保護者の方にもセンターが身近な存在であることを伝えていきたいと考えております。以上です。説明ありましたが、質疑はございませんか。委員。不登校の子どもさんについて、現在、志摩市内に不登校の生徒が何人ぐらいいるのか、不登校になってしまった原因をどこまで把握されているのかということを教えていただきたいのですが。事務局。不登校の人数ですけども現在、これが７月の時点ですけども３４名となっております。不登校とそれから不登校傾向を合わせてですけども。内訳でいくと小学校が１０名、中学校が２４名、合わせて３４名ということです。それから不登校の原因ですけども、こちらについては全体図を把握しているというものではないんですけども、現在不登校対策ということでセンターのほうで始めておりまして、その中で聞き取り等を行っている状況であります。また、今後も学校訪問等含めて取り組みが進んでいきますので、そこで報告できる段階でまた、原因等についても触れられるかと思いますが、なかなか特定できないのも現実であるということも了解いただきながら。ありがとうございました。よろしくお願いします。委員。ふれあい教室のほうへ、そのうち何名通っていますか。ふれあい教室は今７名通っています。７名の子どもたちの不登校の要因は、把握されていますか。そうですね、ちょっと今その資料が手元にありません。ありがとうございました。また今後、報告いただきたいと思います。委員。志摩市総合教育センターはいろんな支援を行っていただいていますけども、やはり保護者とともにというところが大事かと思います。それで、この配付の資料の「保護者の方へ」というところでお子さんと関わってやってくださいが漢字になっています。ともにということで、平仮名のほうがやさしく伝わるかなというところが３点ほどありますので、また直していただければと思います。一方的に支援を行っている、相談に来てくださいと言うよりも、保護者の方にひびくような優しい言葉のほうがいいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。そのほか質疑はございませんか。委員。現在学校訪問等していただいて子どもたちの育ちの支援というところで、ふれあい教室が活動を行っています。教室に指導員が２名いますという文章表現はこれでいいと思いますが、積極的な対応というような、子どもたちへのかかわりというような部分で、これからも外へ出て行っていただいてより具体的な子どもたちの姿をつかんでいただいて、具体的な支援をしていただくというような、そういうような形の対応していただけるとさらにありがたいかなと思います。その辺、要望しておきたいなと思いますのでよろしくお願いします。そのほかよろしいでしょうか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、報告第２０号は承認されました。**報告第２１号　令和元年度志摩市ジュニアリーダー研修会について**日程第１７、報告第２１号、令和元年度志摩市ジュニアリーダー研修会についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。生涯学習スポーツ課の中島です。報告第２１号、令和元年度志摩市ジュニアリーダー研修会についてご説明させていただきます。令和元年度志摩市ジュニアリーダー研修会の資料につきましては１１９ページをごらんください。主催につきましては志摩市教育委員会、共催につきましては志摩市青少年育成市民会議にご協力いただきます。また、協力としまして志摩自然学校、ともやま公園事務所にも御協力いただきながら進めてまいります。開催日時につきましては令和元年８月２６日、来週の月曜日となってます。開催場所としましては大王志摩地区ともやま公園、英虞湾内離島ということで多徳島に上陸することになると思います。開催時間としましては午前９時から午後５時までとなっております。対象人員としまして市内中学生２年生の１８名、文岡中学校、東海中学校、志摩中学校につきましては４人ずつ、男女２名ずつということで４名ずつ。そのほかの浜島中学校、大王中学校、磯部中学校につきましては男女１名ずつの２名、計１８名の生徒を対象とさせていただきます。研修目的としましては集団研修を開催して、参加者相互の交流と子どもたちの積極性と自立、協調性、創造性などをやしなうとともに・・・などを育てていくというようなことで、将来のリーダーを養成するというような形でございます。日程につきましては、こちらの資料のほうに書かせていただいておりますとおり８時４５分から９時に受付開始となりまして、開校式、自己紹介を行いまして９時半から１０時４０分過ぎましてフィルタリングということで初めて会った御友達の方々が班分けをして、そして次に行います調理実習ということでともやま自然公園のところでカレーづくり行ってもらうんですが、そちらのどのようなことに注意しなければいけないかというふうなことをお互いに、そこで初めて会った御友達が話をしながら進めていくというようなところ。１０時４０分から１２時につきましては調理実習ということでカレーづくりを行います。この場におきましてはともやま公園事務所のキャンプ場の炊事場を使い、こちらにつきましてはまき割りから始めていただいて、自分たちでカレーをつくっていただくというふうなことでございます。こちらにつきましては青少年育成会議の方々がいろいろ指導または支援していただきながら進めてまいります。そして調理したものをお昼から１時にかけて昼食としていただくと。そして、午後１時から４時２０分ほどで午後のプログラムとなります。午後のプログラムにつきましてはシーカヤック体験ということで離島体験でございまして、こちらにつきましては志摩自然学校の指導のもとシーカヤック体験を行っていただきます。昨年度は、こちら昨年度も行ったんですけども多徳島に上陸の際に子どもたちがこけてカキで手を切ったというようなこともございましたので、そういったことの対応、または、今の状況ですので熱中症、子どもたちの健康管理についても十分配慮しつつ行いたいと考えています。そして、４時２０分から４時４０分までということで、振り返りポータルということで、講師は志摩自然学校で、こちらにつきましてはシーカヤックを教えていただいた方々が子どもたちに実際どうしたかなっていうふうなところで、これからリーダーとして取り組んでいくという話をしていただきます。そして、４時４０分から５時にかけて閉校式というふうなことでございます。毎年やっている授業でございまして、こちらにつきましては昔、朝日キャンプがスタートみたいな形になっていまして、今となりましては１日の授業となっております。ことしも本日の午後４時からスタートというか、生涯学習スポーツ課の職員につきましては打ち合わせを行って安全にとり行うようにというふうなことでありますが、報告は以上となります。報告ありましたが、質疑はございませんか。委員。教えていただきたいのですが、参加する子どもたちは、市内中学２年生　１８名となっていますが、この子どもたちは生徒会の子ども、もしくは自分からっていう希望者なんでしょうか。そうですね、ほぼ生徒会の子どもたちが多いですね。ジュニアリーダーということで、生徒会からですか。ずっと今までそういった形になってますんでそういった子が・・・。ありがとうございました。その、決めてあるわけではないですけども、生徒会役員でなければならないということはないんですけども、リーダー的な要素を育てるということで、まず声かけるのは生徒会でという学校が多いとは思います。ほかよろしいでしょうか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、報告第２１号は承認されました。**報告第２２号　三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第２回総会の開催報告について**日程第１８、報告第２２号、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第２回総会の開催報告についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局国体推進室の阿部です。よろしくお願いします。三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第２回総会の報告をさせていただきます。資料につきましては先ほどの全国学力学習状況調査の資料に続きまして、報告第２２号別添資料といたしまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第２回総会という表紙のものとなります。こちらにつきましては７月３１日水曜日に阿児アリーナベイホールのほうで開催させていただきました。まず開会のことばとして、志摩市議会議長から開会の言葉をいただきました。続きまして、１ページめくっていただきまして、挨拶といたしまして市長のほうからいただきました。内容といたしましては東京オリンピック、パラリンピックまで後１年を切ったということと、志摩市を取り巻くスポーツの状況について、ロンドンオリンピックで銅メダルを獲得した山口舞選手が引退の報告があったということ。また、引退はしましたが今後も志摩と岡山とを結びながらさまざまなところで活躍をしていただきたいと述べておりました。続いて、８月に岡山シーガルズのバレーボール教室が行われ、そのときにもお越しいただくということで、長年にわたっての志摩市への貢献に感謝をしてお迎えしたいということを述べておりました。また、大相撲では志摩市出身の志摩ノ海関が見事本場所において８勝７敗と勝ち越しを決める。次は、また横綱との対戦もあるだろうということをおっしゃっておりました。続きまして、東京オリンピック、パラリンピックの事前キャンプの誘致に取り組んできたわけですが、スペインのトライアスロンチームとの調印式が行われたということを、おっしゃっていただいたのと、オリンピックの翌年には国体があり、その国体の種目で志摩市のほうでトライアスロン競技があるということで、３年をかけて大いに盛り上げていきたいということおっしゃっていただいたのと、内閣幹部の中でホストタウン制度がありスペインを相手国としてスポーツの振興、スポーツの交流のみならず文化や地域文化さまざまな交流を通じてホストタウンの登録ができたこと。今後ともスペインとの交流が続けて、地域の親交ができればいいと思っておるということをおっしゃっていただきました。続きまして、報告事項のほうに入らせていただきます。第１号報告の三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会開催結果についてというところから第７号報告の三重とこわか国体、及び競技別リハーサル大会にかかる志摩市会場レイアウト図（案）について委員会のほうに報告をさせていただきました。続いて１ページをめくっていただきまして、審議事項に入らせていただいて第１号議案といたしまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会の役員の選任に関して同意を求めることについて、第２号議案、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会平成３０年度事業報告及び収支決算について。第３号議案、三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会令和元年度事業計画案及び収支予算案について審議のほうをいただいて、挙手多数で全て議決されました。報告は以上となります。報告ありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので、報告第２２号は承認されました。**その他協議・報告案件について**日程第１９、その他協議・報告案件について、まず各課から行事予定の報告を求めます。事務局。教育総務課の井上です。教育総務課の行事予定につきまして121ページなります。８月３０日、来週の金曜日でございますが、松阪市嬉野生涯学習センターにおきまして、三重県市町教育委員会教育委員等研修会が午後２時から開催されますので、委員の皆さん御参加のほう、お願いいたします。それから次回の令和元年度第５回定例教育委員会が９月２４日火曜日９時から405会議室、この場所でございます。教育総務課は以上でございます。続きまして、事務局。学校教育課を申し上げます。８月１９日から２７日にかけまして中学生海外派遣事業ということで行っております。昨日も現地での写真、ホノルルでの写真かなと思うんですが、元気な姿の写真が届いております。それから１９日は鳥羽志摩中学校陸上競技大会がありました。２１日と２８日には通学路交通安全プログラム、通学路の危険カ所点検を行います。それから９月２日には小中学校の２学期の始業式となっております。以上です。続きまして、事務局。センターのほうですけども８月２６日に先ほどの学力調査の中で説明させていただきましたけど、第２回学力向上検討委員会ということで授業づくり研修会、総合教育センターのほうで行います。それから８月２７日ですけども、道徳授業作り研修会ということで、岐阜県の聖徳学園大学の先生をお招きして、磯部生涯学習センターのほうで開催します。８月３０日ですが子どもの家庭支援ネットワーク連携講座ということで、こちらのほうにつきましては立命館大学の先生をお招きしまして実施いたします。これも磯部生涯学習センターです。９月１９日ですが第１回発達支援教室のほうを開催いたします。発達支援教室については計１０回予定しておるんですけど、その第１回目ということで実施いたします。講師のほうは、県下で教育相談に関わるスーパーアドバイザーという立場の方をお招きして、総合教育センターのほうで実施いたします。以上です。続きまして、事務局。生涯学習スポーツ課の事務報告・行事予定について御説明させていただきます。こちらにつきましては124ページとなっています。８月２６日、こちらにつきまして月曜日ですが９時から５時、先ほど説明させていただきました令和元年度の志摩市ジュニアリーダー研修がともやまのほうで行います。続きまして、８月３１日土曜日ですが、こちらにつきましては志摩ミュージックフェスティバルが阿児アリーナベイホールで開催させていただきます。こちらにつきましては乳幼児無料で今年度から初めての事業で、自主事業として取り組みます。こちらにつきましては志摩市におかれます音楽をやっておられる方々が発表の場をもって、そこで交流をしていただいて、将来志摩市の音楽を進めていってもらえるような人ができたらいいなという企画でございます。時間につきましては１時開場の１時半からいうふうになっております。続きまして、９月１日、日曜日でございます。こちらにつきましては８時４５分から鳥羽高等学校のグラウンドを使いまして、第４２回鳥羽志摩スポーツ少年団交歓会が行われます。続きまして、９月８日、日曜日でございますが、９時から、こちらにつきましては鳥羽高等学校の体育館を利用しまして第４２回鳥羽志摩スポーツ少年団交歓会のバレーボールが行われます。続きまして、９月８日、日曜日でございますが、午前中よりわらじ曳き神事ということでわらじ祭りは１４日ということでございます。こちらにつきましては、波切神社、波切漁港のほうで行われます。続きまして、９月１５日、１６日の両日で日曜日、月曜日でございますが、午後６時３０分より安乗人形芝居ということで安乗人形芝居舞台のほうで行われます。続きまして、９月２０日、２１日の金曜日、土曜日でございますが旧越賀村郷蔵文書調査ということで、三重大のほうが現地のほうに入っていくというところで２０日が志摩文化会館のほうで調査を行いまして、２１日が阿児アリーナいうふうなことでございます。以上でございます。事務局。国体推進室につきましては、資料のほうはつけてございません。職員の予定いうことで資料のほうはつくってはないんですが、９月に入りますと来年志摩のほうでも開催するんですけども、国体のリハーサル大会が開催されます。それに伴う鹿児島、札幌への職員の視察と国体本大会の茨城への視察というようなことで、ここの総会で予算を認めていただいた中で視察のほうが始まっていきます。以上です。以上で各課からの報告を終わりますが一括して質疑を求めますが、質疑はございませんか。（質疑なし）それでは次へ進めます。その他について何か報告事項等ありませんか。（「なし」の声あり）ないようでしたら、その他の協議、報告案件についてを終わります。以上で本日の日程は全て終了しました。次回定例教育委員会は９月２４日火曜日、午前９時から405号室にて行います。以上で、令和元年第４回定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。本日の会議を記録し、署名する。　　教　　育　　長　　　　　委　　　　　員 |